「とうきょうさんぱい」　通巻第三二五号　平成二十九年九月十日　発行人　高橋俊美　発行　一般社団法人東京都産業廃棄物協会

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」により与えられる使命がまだあります。

廃木材

破砕→異物除去
→成型→仕上

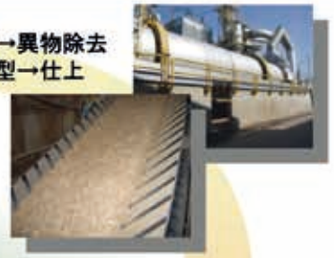

不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

東京ボードグループ
マテリアルリサイクル
システム

置き床・家具等
に使用

パーティクルボード
「E・V・Aボード」

廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないでしょうか？
私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。
そして共にCO_2削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！
木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！

私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます

東京ボード工業株式会社
本社　〒136-0082　東京都江東区新木場2-11-1　TEL:03-3522-4138　FAX:03-3522-4137
新木場工場　〒136-0082　東京都江東区新木場2-12-5　TEL:03-3522-1524　FAX:03-3522-1525
埼玉工場　〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-996-4541　FAX:048-996-4562
横浜エコロジー株式会社
〒236-0003　神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2　TEL:045-778-1153　FAX:045-778-1154
ティー・ビー・ロジスティックス株式会社
〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-994-1311　FAX:048-994-1315
TB関西物流株式会社
〒630-8452　奈良県奈良市北之庄西町1-6-11　TEL:0742-50-6222　FAX:0742-50-6667

とうきょうさんぱい

第34巻第6号　通巻第325号
325
平成29年9月10日発行

一都三県建設混合廃棄物意見交換会
勉強会 開催報告

中間処理委員会〈中和・脱水分科会〉　施設見学会
医療廃棄物委員会　医療廃棄物パンフレットを送付
青年部だより　［環境教育］東京都内でできる自然体験
女性部だより　［被災地支援］陸前高田市へ大型絵本を寄贈

撮影：日本パラ陸上競技連盟

一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

CONTENTS

一都三県建設混合廃棄物意見交換会 勉強会 開催報告 ・・・・・・・・・・ 2

◇◇一都三県協会 会長参加のもと、盛大に開催◇◇

中間処理委員会〈中和・脱水分科会〉

成友興業㈱・㈱アルフォの城南島スーパーエコタウン施設見学会 ・・・・ 8

医療廃棄物委員会

医療関係団体の皆様に、医療廃棄物パンフレットを送付 ・・・・・ 10

青年部だより

青年部主催の環境教育『**東京都内でできる自然体験**』・・・・・・・・・ 12

女性部だより・被災地支援

陸前高田市へ「ビッグブック」（大型絵本）を寄贈 ・・・・・・・・・ 14

委員会報告　青年部、災害廃棄物検討分科会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

新入会員紹介 ・・・ 16

リサイクル情報　［比留間運送］ALCの完全リサイクル ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

役員寄稿 ～協会活動への支援～　鈴木副会長・相田理事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

身近なヒヤリ・ハット事例 Part 112 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

協会の主な今後の日程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

よろず相談　法律・成年後見制度と廃掃法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

事務局だより・編集後記 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

表紙の言葉 ・・ 17

表紙写真募集のお知らせ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

題字：東京都産業廃棄物協会　会長　高橋 俊美

一都三県建設混合廃棄物意見交換会 勉強会 開催報告

◇◇一都三県協会 会長参加のもと、盛大に開催◇◇

一都三県建設混合廃棄物意見交換会（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県各協会で構成）は、平成 29 年 8 月 22 日㈫ 15 時 00 分から、エッサム神田ホール本社ビル３階グリーンホール（千代田区神田須田町）において、一都三県建設混合廃棄物意見交換会 勉強会を開催した。本意見交換会は、これまで９回開催しており、特に今回は勉強会ということで、各協会会長にもお願いし、広く声がけしていただいた。お蔭様で 100 名を超える企業の皆様に参加していただいた。

満席の会場

勉強会は、まず、意見交換会幹事会座長（東京都産業廃棄物協会建設混合廃棄物分科会座長）伊藤氏から「ダイコー事件にみる排出事業者責任のあり方について」、次に、意見交換会幹事会委員の谷口氏から、勉強会のメインテーマである建設廃棄物排出事業者向けに作成したリーフレット「建設廃棄物の適正処理推進の手引き」に沿って、排出者責任の履行のあり方について詳細な説明があった。三番目に、幹事会委員の大賀氏から「これまでの適正処理コストに係る変遷や当業会の抱える現下の課題」等について説明をいただいた。

勉強会終了後は、近隣に会場を移し、勉強会と同様、多くの方の参加をいただき懇親会が盛大に開催された。

以下、当日の議事に沿い、勉強会の概略を報告する。

まず、開催にあたり、４協会会長を代表して、東京都産業廃棄物協会会長の高橋氏より挨拶があった。「当業界は敢えて厳しい見方をすれば、慢性的な人材不足感や社会保険の未加入問題、社内人材

高橋 会長

育成体制の未整備などの問題を抱えており、昨今では、働き方改革も叫ばれている。体質改善という意味では、ゼネコンも従前からそれなりの汗をかいてきており、今のゼネコンがある。我々業界もインフラ産業の担い手として生き残っていくためには、今の形・状況を一旦壊した上で、次の姿を作っていかなければならない」と述べ、結びに、この意見交換会は、一都三県の会長承認のもとに運営されている経緯があり、引き続きの活動への協力依頼があった。

1 ダイコー事件にみる排出事業者責任のあり方について

伊藤氏からは、ダイコー事件に係る関係資料（日経エコロジー、環境省、中央環境審議会専門委員会報告書等）を用いての詳細な説明があった。伊藤氏が強調されたことを筆者なりに振返る。

朝日新聞デジタルの見出し「ダイコー『破格の安値』で廃棄受注５年前から横流しか」では、イオンやニチレイフーズなど大手企業の食品の廃棄委託を受けていたが、従業員のわずかな企業に、何故全国から廃棄食品が集まったのか。「破格の委託料で取引先を奪われた」と証言する同業者もいる。この業者も同様の業

伊藤 氏

を営んでおり、安さを売りにしていたが、ダイコーの委託料はその７割程度だった。日経エコロジーでは、「廃棄物横流し事件の教訓今すぐ『リスク管理』の徹底を」では、排出事業者が「現地確認をするも見抜けず」、「『処理の品質』を見る目を養え」、「排出後も追跡」といった見出しが続く。

また、神戸大学大学院石川教授の特別寄稿（月刊廃棄物 2016 July）から紹介する。本事件の概要は、「平成 28 年１月、㈱壱番屋が運営するＣｏＣｏ壱番屋が産業廃棄物として排出した冷凍ビーフカツが愛知県内のスーパーマーケットで販売されているところをＣｏＣｏ壱番屋の従業員が発見した。この製品は、プラスチック片混入のため、前年 10 月産業廃棄物処理事業者ダイコー㈱（愛知県稲沢市）に堆肥化処理を委託したものである。みのりフーズ（愛知県羽島市 製麺業）がダイコーから仕入れ、小売店に販売していた」ものである。

横流しされていた製品は、ＣｏＣｏ壱番屋だけでなく、㈱ローソン、イオン㈱、㈱セブン＆アイ・ホールディンクス、㈱ファミリーマートなどの大手メーカー、大手流通の商品がある。表向きは、ダイコー、みのりフーズが廃棄物処理法や食

品リサイクル法に抵触する疑いが濃いが、教授は、「報道内容とその受け止められ方は、廃棄物政策の観点からは、排出者責任の理解が不十分である。表面的にみると、堆肥化すると偽って、横流ししたダイコー、食品の表示を変えて販売したみのりフーズが法律を犯した「悪者」であり、排出企業はだまされた「被害者」であるようにみえる。ダイコー、みのりフーズの責任は当然であるが、排出企業を単純に被害者と位置付けて良いのだろうか？」と疑問を呈している。

廃棄物処理法は、第３条で「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」としていることを踏まえ、続けて教授は、「廃棄物処理の場合、排出者にとって第一義的な関心は、廃棄物が他の場所に運ばれてなくなることである。従って、排出者処理原則がなければ、その廃棄物が運び出された後の処理について通常の商品の場合のような深い関心は持ち得ない」と指摘する。最後に、教授は、企業経営者が排出者処理責任を認知し、深く理解することがとても大事であると結んでいる。

前述の日経エコロジーは、今回の事件の総括として、「**なぜ、排出事業者は事件に巻き込まれてしまったのか？**」①排出事業者責任の理解と自覚が薄かった。②適正処理業者の選択が出来なかった。③処理業者選択の際、価格偏重の傾向があった。④不適正な処理を見破れなかった。「**排出事業者はどの様に対応するべきか**」①廃棄物処理は処理業者に委託しっぱなしにしない。②発生から最終処分までの排出事業者責任を持つ。③現地確認を行う。④適正処理には適正な対価を支払う。⑤処理後のルートを確認する、を挙げている。

その他、紙面の都合上割愛するが、伊藤氏からは、「処理困難通知」や「措置命令」等ついて詳細な説明があった。

伊藤氏の実際に起きた産業廃棄物の不適正処理事件の話が、次の演者の谷口氏の排出者責任に係る話を際立たせることになる。

2 リーフレット「建設廃棄物の適正処理推進の手引き」について

次に、勉強会のメインである標記リーフレットについて、谷口氏から説明があった。

本リーフレットは、当協会建設廃棄物委員会建設混合廃棄物分科会が１年近くかけてまとめたものである。本年４月21日開催の関東地域協議会にて報告し、関東地域協議会名で発行することが決定された。

本リーフレットは、「排出事業者は、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程における処理が適正に行われる為に必要な措置を講ずるように努めなければならい」という法規定をキーワードにした構成となっている。ボリュームとしては、Ａ４版８枚分で折りたたむことでＡ４版の大きさとなる。

つくりとしては、時系列に、「[適正処理]環境保全のためのルール」で廃棄物の「引渡しの準備」(←ルール１)から「収集運搬」、「中間処理」、「２次収集運搬」、「２次処理先」（←ルール２）まで、マニフェストの流れも交えたフロー図になっている。ルール３では、「引渡しから最終処分(再生含む)までの適正処理に注意義務を尽くす」で、適正処理費の負担や現地確認等の必要措置を詳述している。

このリーフレットの特徴は、ルール１～３に至る一連の流れの中で、排出事業者が注意義務等を怠った場合のペナルティーについて、それぞれのルールと密接に関連付け詳しく説明していることである。また、図の中に人の絵が出て来るが、メガネをかけた人は行政の人、黄色いヘルメットをかぶった人は処理業者、白のヘルメットをかぶった人は排出事業者となっており、視覚的にも理解しやすくなっている。さらに、説明図中、ナンバーを付したQ21箇所については、見開きの両側にA(回答）欄を設けていて、廃棄物の適正処理や排出者責任に係る研修会資料としての体裁も十分整っている。

先般の建設廃棄物や食品廃棄物の不適正処理事案に係る環境省通知や現在、法改正作業でも「排出者責任の徹底」が論点の一つにもなっていること等を踏まえると、タイミング的にも時期を得たものになっている。

本リーフレットのタイトルは、「建設廃棄物の適正処理推進の手引き」となっているが、このリーフレットの目指す最終的な目的・しかけは、適正処理という排出者責任をきちんと果たすためには、結果として適正な処理コストの負担が必要であるとの排出事業者に対するインセンティブ効果も狙ったものになっていることである。

紙面の都合上、全体図を提示できないが、この報告では、本リーフレットの全体構成を示す「本編理解のための鳥瞰図～排出事業者からみた廃棄物処理法の体系～」を紹介しておく。(6頁参照)

谷口氏の説明の根底に流れているのは、筆者なりの理解ではあるが、一言で説明すれば、「我々処理業者が適正処理に係る排出事業者の意識改革を成し遂げ、適正処理とは何ぞやを理解してもらえれば、自ずと排出事業者の適正処理コストの負担は当然に可能になる」とのことだと思料した。本リーフレットは、使いようによっては、排出事業者が適正処理をするための「闇魔帳」になるかもしれない。

谷口 氏

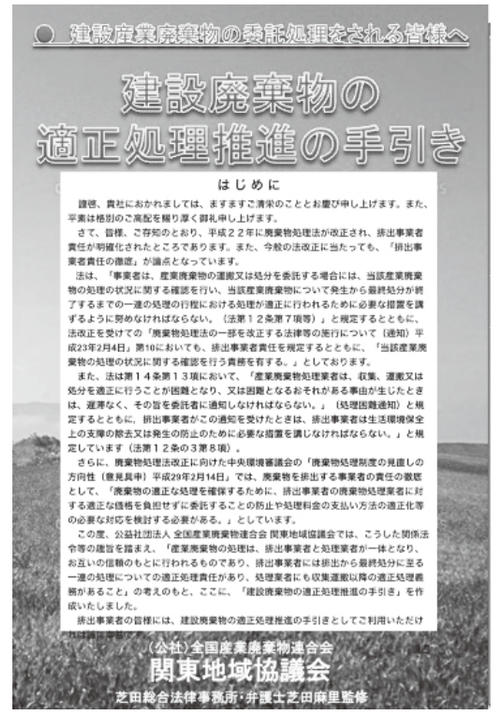

手引きの表紙

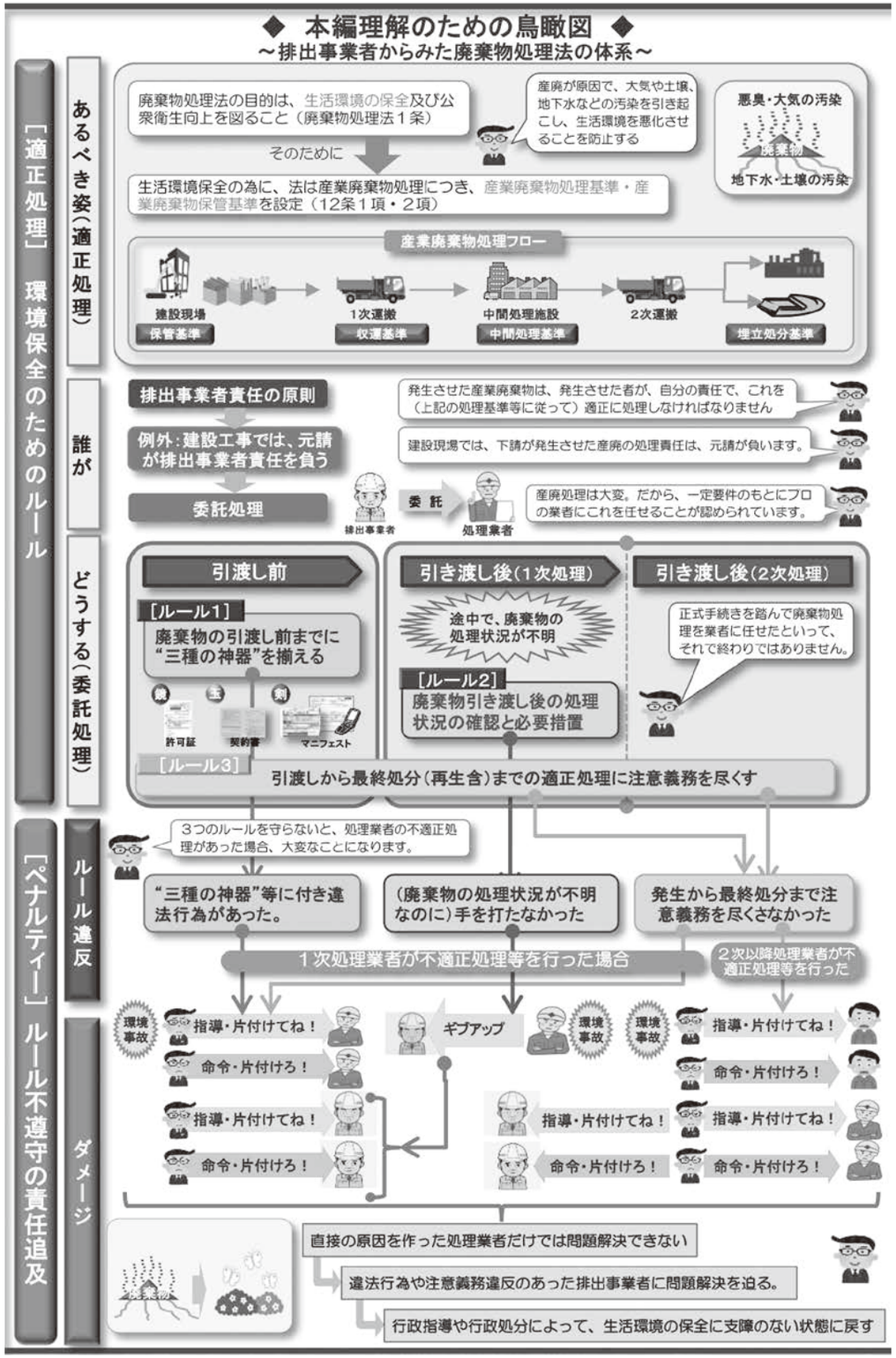

3 これまでの適正処理コストの変遷や当業界の抱える現下の課題について

最後に、大賀氏より、標記について説明があった。

まず、平成元年から現在に至るまでの処理コストの変遷について説明があった。処理料金については、最終処分場の遠隔化、県外産業廃棄物に対する搬入抑制策の推進、ダイオキシン問題、最終処分場の埋立残余容量の減少、石膏ボード等安定型処分品目の見直し、廃棄物処理に係る関係団体等の活動、埋立基準の規制強化、リーマンショック等など、その時々の処理コストの変遷について、時系列の詳しい説明があった。

また、当業界を取り巻く現下の課題として、中型免許制度の導入や若者の自動車離れ、宅配業界におけるサービス競争などによりドライバーの確保が深刻化していること、中間処理後の２次処理先コストの増加、中間処理施設への不適切物（爆発物、毒劇薬など）の混入などの問題が指摘された。

最後に、大賀氏は、適正処理の推進に向けての地域性を指摘し、首都圏（一都三県）で課題や対策を共有することが肝要であるとして話を締めくくった。

その後、建設廃棄物協同組合の伊勢氏から、車両の稼働率とドライバーの確保率の相関関係について、ここ数年、ドライバーが慢性的に不足していることを、調査結果の分析から詳しい説明があった。また、この 10 月 1 日から、水銀使用製品廃棄物（蛍光管）の取扱いについて、収集運搬・処分の変更についての情報提供があった。

❖ ❖ ❖

大賀 氏

手前左から小林会長（埼玉県協会）、
藤枝会長（神奈川県協会）、杉田会長（千葉県協会）

以上で勉強会は全て終了し、千葉県産業廃棄物協会杉田会長より閉会の挨拶があった。

その後、近隣の会場に場を移し、神奈川県産業資源循環協会の藤枝会長の挨拶・乾杯により、70 名近い参加者のもと、懇親会が盛大に開催され、本日の勉強会の振返りと親睦を深めた。

なお、今回の勉強会を踏まえ、10 月 16 日㈪には、行政、ゼネコン等排出事業者、解体業者を呼んでの「一都三県建設混合廃棄物意見交換会 拡大講習会」を予定している。この拡大講習会にも是非多くの方にご参加をいただければと思う。

（事務局長　横手 浩次）

成友興業㈱・㈱アルフォの城南島スーパーエコタウン施設見学会

平成 29 年 8 月 4 日㈮に「新しい発想に基づいた環境技術を事業化している施設の見学会」をテーマに、東京都のスーパーエコタウン事業の公募にて選定を受けた成友興業㈱の城南島第一、第二両事業所と㈱アルフォ城南島第２飼料化センター（大田区城南島）を訪問した。また、今回は特別に成友興業㈱代表取締役細沼順人氏より新規事業の産みの苦労などについてご講演頂いた。業界の事業環境は厳しく、経営課題も多い中で、如何にして新しい環境価値の研究に取り組み、事業化してこられたか？また、各種再生砕石の東京におけるブランド化や、その為に着手している品質保証制度や関係団体との協力体制などについて直接に話を伺うことが出来た事は貴重な機会となった。施設見学会終了後は、細沼社長にも同席頂き、ＪＲ大森駅近くの居酒屋で全員参加の納涼会の席を設け、中和・脱水分科会の懇親を深めた。

東京都産業廃棄物協会の中間処理委員会は、「破砕･圧縮分科会」、「焼却分科会」、「中和・脱水分科会」の３組織で構成されている。今回は、中和・脱水などの処理施設で廃液、汚泥、廃油などを扱うケミカル系廃棄物の中間処理業者を中心としたメンバーでの施設見学会である。参加企業は、㈱京葉興業、日興サービス㈱、㈱太陽油化、松田産業㈱、㈱ハチオウで、事務局を含めて 11 名の参加となった。また､当日に『循環経済新聞』の取材があり、９月４日付で掲載された。

施設見学は、①成友興業㈱城南島第一事業所、②同社城南島第二事業所、③㈱アルフォ城南島第２飼料化センターの順で訪問した。

はじめに、成友興業㈱城南島第一事業所の藤盛所長より、映像を活用しながら同社の企業概要､沿革などの説明を受け、続いて同所の事業コンセプトと事業や施設内容のご説明を頂き、その後各処理施設の見学に向かった。大きく３分野に分けてご説明頂き、①各種コンクリートガラ、泥土、泥水などの処理施設として破砕、脱水、造粒固化の処理施設、②加熱すりもみによる再生骨材製造施設､③不溶化、異物除去、含水率調整などによる汚染土壌処理施設を観て回った。それぞれの施設で製造される再生品は、①再生砕石・第一種改良土､②再生骨材､③改質土（セメント原料等）となっている。

次に、同社城南島第二事業所主任の月澤氏より、今年より竣工している新たな環境技術とその技術を用いた新たな高品質の再生製品に関わる事業紹介とその為の各施設の紹介を頂いた。紙面の都合で詳細は割愛させて頂くが、関東地方の場合は関東ローム層がある為に細粒分の多い土質への対応が出来るかの可否により、汚染の除去や再生事業としての可能性が大きく変わってくる。その上で同社は、廃棄物に対して物理的、化学的特性を活かした脱塩技術などによる二つの新技術を導入することで、汚染除去事業と再生事業の高度化を実現した。その一つは、「シルトデハイダー」で､32 μ m(マイクロメートル；100 万分の 1 メートル）までの分級を実現し、再生品の品質を大幅に向上して､砂の品質を向上することに成功した。もう一つは､「炭酸マイクロバブル洗浄」で、不溶性の塩を高効率に除去している。

成友興業・城南島第二事業所の屋上にて

アルフォ・城南島第２飼料化センターにて

次に、㈱アルフォ城南島第２飼料化センターでは、経営企画室参与の山野井氏及び営業開発の野口氏より、近く再生利用事業登録の取得が予定されている事業の説明を頂いた。同センターは、事業系一般廃棄物（都市厨芥）及び、産業廃棄物（動植物性残渣）を脱水処理し、固形物は油温減圧脱水乾燥法により、廃食用油を熱媒体として、蒸気による間接加熱で生ごみに含まれる水分（約 80%）を蒸発乾燥させ、養鶏、養豚用の配合飼料原料を製造する。また、同工程で発生する分離液は、メタン発酵で発生するバイオガスをガスエンジンの燃料として使用し発電を行う。特徴としては、飼料原料の栄養価が高く、焦げ付きが無く、均等に熱せられ殺菌作用があり、長期保存が可能。また、製品化まで 100 分と短時間のため、量産が可能。バイオガス発電に関しては、分離液のみでの発酵処理のため残渣の発生が他のバイオガス発電と比べて少ない。同センターでは、140 ｔ／日の飼料化処理により、28 ｔ／日の飼料原料が生産され、30 ｔ／日のメタン発酵により、一日あたり 4,260kWh（一般家庭約 400 世帯分）の発電がなされる能力を保有している。

❖ ❖ ❖

結びと致しまして、今回の施設見学会を企画、実施するに当り、快く受け入れて下さり、また熱心にご対応下さった成友興業㈱の皆様、㈱アルフォの皆様に心より感謝を申し上げます。技術、施設の質の高さや新規性は、完成した施設を観る事で確認することができますが、成友興業㈱の細沼社長、藤森所長、月澤主任、㈱アルフォの山野井参与、野口氏のお話を通じて一番に感じた事は、新たな事業が完成するまでの様々な困難に対し、如何なる状況の中でも、常に新しい環境品質に取り組み続ける事で生まれる「人の成長や組織の成長」で、その事が企業にとって最も大切な事と気付かされた貴重な一日となりました。

（㈱ハチオウ　森 雅裕 記）

医療関係団体の皆様に、医療廃棄物パンフレットを送付

平成 29 年 4 月に、一般社団法人 東京都産業廃棄物協会、公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会及び公益社団法人 静岡県産業廃棄物協会の三団体では、『病院などの医療機関から排出される感染性廃棄物等の適正処理についてのお願い』と題するパンフレットを作成しました。これは、

1. 医療廃棄物に関する排出事業者の責務
2. 適正処理の現状・廃棄物業界を取り巻く状況（人手不足、処理コストの上昇等）
3. 感染性廃棄物の分別の徹底
4. 容器の破損や針貫通の防止
5. 絶対混ぜては困るもの

以上 5 項目を写真・図解入りで説明するとともに、

6. 医療廃棄物維持管理チェックリスト表
7. 3 都県共同宣言（適正処理料金の負担のお願い）

を記載した８ページもののパンフレットです。

既に、医療廃棄物処理業者の皆様方が個々の病院等の医療機関との契約時や意見交換時に使用されていると聞いています。

これに加えて、できるだけ多くの医療機関や、感染性廃棄物の排出にかかわりのある仕事をされている方々に対しても、このパンフレットの内容を知っていただき、適正処理の普及啓発を図る目的で、平成 29 年 8 月 7 日付、東京都産業廃棄物協会会長及び当協会医療廃棄物委員会委員長名で、「医療機関等から排出される感染性廃棄物等の適正処理について（お願い）」文書を、医療関係団体等に送りました。

文書では、団体傘下の会員の皆様に対するこのパンフレットの普及にご協力をいただけるよう依頼しています。

処理業者の皆様方にあっては、その旨ご承知おきいただき、下記の団体傘下等の排出事業者と接する際に、このパンフレットについて一言ご紹介してみてはいかがでしょうか。また、その反応を当協会までお知らせください。

なお、このパンフレットは、当協会HP「ダウンロードコーナー」よりご覧いただけます。

（専務理事　木村　尊彦）

■パンフレット送付先一覧（順不同）

公益社団法人　東京都医師会	東京都病院経営本部
公益社団法人　東京都歯科医師会	公益財団法人　東京都保健医療公社
公益社団法人　東京都獣医師会	都立広尾病院
一般社団法人　東京都薬剤師会	都立大塚病院
公益社団法人　全国自治体病院協議会	都立駒込病院
一般社団法人　東京都病院協会	都立墨東病院
一般社団法人　日本私立医科大学協会	都立松沢病院
一般社団法人　日本看護学校協議会	都立多摩総合医療センター
一般社団法人　日本衛生検査所協会	都立神経病院
公益社団法人　東京都臨床検査技師会	都立小児総合医療センター

『病院などの医療機関から排出される感染性廃棄物等の適正処理についてのお願い』より

3都県共同宣言

病院などの医療機関から排出される感染性廃棄物等の適正処理についてのお願い

平成29年4月吉日

排出事業者の皆様

一般社団法人 東京都産業廃棄物協会
公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会
公益社団法人 静岡県産業廃棄物協会

拝啓　貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、病院などの医療機関から排出される廃棄物の処理は、排出事業者には「排出から最終処分に至る一連の処理」について適正処理責任があり、処理業者にも収集運搬以降の適正処理義務があることから、排出事業者と処理業者が一体となり、お互いの信頼のもとに行われる必要があります。

しかし、恒久的人手不足対策による賃金アップや就労環境の改善が急務となり、加えて燃料や電気料金、機材、資材等の値上がり、二次処理施設や埋立処分場の受入制限・規制・枯渇による処分費用の増大等、我々処理業者を取り巻く経営環境が非常に厳しいものとなっております。
また、収集・処分作業員の感染予防の観点からの針刺し事故等の防止や、異物混入による爆発事故・環境汚染の防止が強く求められています。

我々処理業者も、業務効率化・合理化のための精一杯の努力を続けて参りましたが、我々処理業者だけではこれ以上の維持・改善は極めて困難な状況にあり、安全・安心な処理のためには、適正な処理料金の負担が不可欠となっています。

つきましては、諸般の事情をご高察頂き、排出事業者と処理業者が強い信頼関係のもと一体となった廃棄物の適正処理に、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

敬具

青年部主催の環境教育

東京都内でできる自然体験

曇り空でも元気いっぱいの参加者

青年部（石田部長）は、子供への環境教育事業として毎年恒例の「東京都内でできる自然体験」を平成29年8月19日㈯に開催しました。子供たちに大自然と触れさせようと、開催場所は東京都青梅市となりました。今年で5回目となる自然体験は、途中雨が降るなど、天候が思わしくない中でも45名の参加者にお集まり頂きました。

親子やご夫婦、会員企業の社員の方やご友人など様々な参加者で賑わう中、青梅市の会場周辺の生態観察を行いました。青梅市では「（仮称）青梅市生物多様性地域戦略」を策定して、市内に生息する沢山の生き物や豊かな自然環境を貴重な財産として、将来にわたって守り続けられるよう行政と市民が協力して環境保全に取り組んでいます。そのため市内には昔からの自然環境が今でも多く残っています。実際に来てみると、ここは本当に東京都なのかと思うほど、川の水が透きとおり、取り囲む木々は雄々しい姿で私達を迎えてくれました。

壮大な自然に圧倒されながらも、森を抜けてくる優しい風に参加者全員が癒されました。野鳥のオオルリ、キビタキ、コゲラ、アオゲラ、渡り鳥のサシバなどを観察しながら、アオバズクやムササビがいないか探しましたが、残念ながら出会えませんでした。

楽しいスイカ割りに挑戦！

今年も恒例のピザ作りに挑戦！

自然体験の目玉であり子供たちの一番の楽しみでもあった多摩川の生態観察は、記録的な降雨続きの影響で川が増水していたため、今年は中止となりました。本来であれば多摩川に生息するアユ、ヤマメ、イワナ、カワムツ、カジカ、ウグイなど見ることができます。

それでも普段触れる機会が少なくなった大自然に参加者一同感動し、自然の素晴らしさと大切さを改めて学ぶことができました。

自然体験が終わり、「煉瓦堂朱（れんがどうあか）とんぼ」（青梅市沢井）でバーベキュー親睦会を開催しました。お腹を空かした子供たちと喉が渇いた大人たちが、炭火焼の野菜と肉を囲んで楽しく食事をしながら、会員同士と家族ぐるみの親睦を図ることができました。

スイカ割りでは子供たちの一生懸命でコミカルな姿に笑い、偶然にも誕生日を迎えた子供には、サプライズとしてケーキと歌のプレゼントをしました。子供から大人まで盛大な親睦の場となり、大成功のうちに終えることができました。

終了後は廃棄物に携わる者として、ごみの分別を皆で協力しながらしっかりと行い、帰路につきました。

このような形で毎年恒例行事として開催しておりますので、是非来年もまた皆様のご参加と新たな参加者をお待ちしております。

また企画・設営・買出しにご尽力頂いたスタッフの皆様、心より感謝申し上げます。

（青年部・コミュニケーション委員会
大崎 秀也　記）

みんなでバーベキュー

被災地支援

陸前高田市へ「ビッグブック」（大型絵本）を寄贈

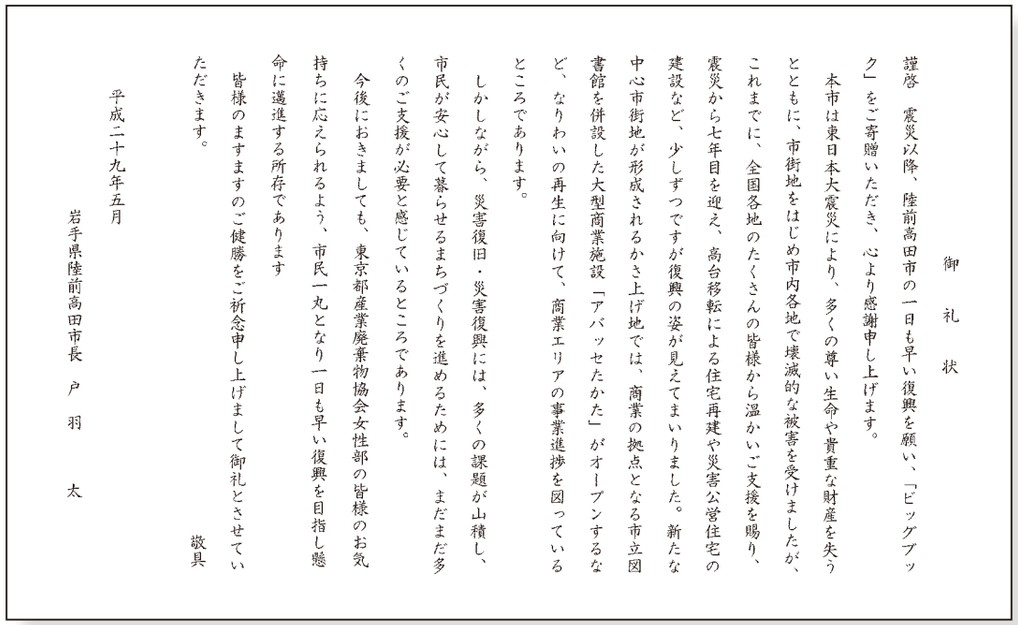

御礼状

謹啓　震災以降、陸前高田市の一日も早い復興を願い、「ビッグブック」をご寄贈いただき、心より感謝申し上げます。

本市は東日本大震災により、多くの尊い生命や貴重な財産を失うとともに、市街地をはじめ市内各地で壊滅的な被害を受けましたが、これまでに、全国各地のたくさんの皆様から温かいご支援を賜り、震災から七年目を迎え、高台移転による住宅再建や災害公営住宅の建設など、少しずつですが復興の姿が見えてまいりました。新たな中心市街地が形成されるかさ上げ地では、商業の拠点となる市立図書館を併設した大型商業施設「アバッセたかた」がオープンするなど、なりわいの再生に向けて、商業エリアの事業進捗を図っているところであります。

しかしながら、災害復旧・災害復興には、多くの課題が山積し、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、まだまだ多くのご支援が必要と感じているところであります。

今後におきましても、東京都産業廃棄物協会女性部の皆様のお気持ちに応えられるよう、市民一丸となり一日も早い復興を目指し懸命に邁進する所存であります

皆様のますますのご健勝をご祈念申し上げまして御礼とさせていただきます。

敬具

平成二十九年五月

岩手県陸前高田市長　戸羽　太

女性部では、東日本大震災の被災地を支援する活動の一環として、昨年に引き続き、被災地に「ビックブック」（絵本）を寄贈致します。

昨年度集めたペットボトルのキャップを売却し、その利益で「ビックブック」を購入しました。本年度は、まず陸前高田市に新たに完成した市立図書館へ寄贈し、市長よりお礼状を頂きました。今後、陸前高田市高田保育所・社会福祉法人 陸前高田市保育協会へ順次贈呈する予定です。

また、これとは別にベルマークを集めてベルマーク教育助成財団からの被災地支援も行っています。

昨年度に引き続き、ご協力のほど宜しくお願い致します。

（社会貢献チーム）

ビッグブック

委員会報告

青年部幹事会（石田部長）

開催日時：平成 29 年 8 月 9 日㈬ 14 時～　**場所：**協会会議室　**出席者：**11 名

議題及び内容：

①青年部各委員会報告

・総務委員会より、7 月の収支や年会費入金状況について報告された。
・研修委員会より、10 月に開催予定の研修合宿について出欠状況の確認があった。
・コミュニケーション委員会より、出前講座やその他各行事に対する準備の進捗状況等が報告された。

②年間行事スケジュールについて

9 月以降の幹事会日程が決定された。また、賀詞交歓会やその他行事について日程の確認や開催場所について協議した。

③「団体課題別人材力支援事業」の採用支援事業について

石田部長より、出前講座の開催日時・開催場所について報告があった。次回幹事会にて、リハーサルを行うこととした。

次回開催日：9 月 14 日㈭ 14 時～　協会会議室

災害廃棄物検討分科会（細沼座長）

開催日時：平成 29 年 8 月 30 日㈬ 15 時～　**場所：**協会会議室　**出席委員：**9 名

議題及び内容：

①東京都への要望事項について

木村専務理事より、平成 29 年度・30 年度の予算要望事項について、また分科会メンバーから出された意見についての説明があった。

②熊本地震における災害廃棄物処理の事例について

熊本に本社のあるコンサルティング会社による、熊本地震における災害廃棄物処理の事例について発表があった。発表をもとに、東京都の災害廃棄物対策について、活発な議論を行った。

次回開催日：23 区及び都と、災害廃棄物処理に関する意見交換会を開催予定
11 月 2 日㈭ 14 時～ 16 時　協会会議室

新入会員紹介

＊事業の範囲は東京都知事許可証による

㈲ 松村組

代表取締役　**松 村 二 郎**

産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を含む）
〔 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類 〕

積替え保管できる産業廃棄物の種類
〔 廃プラスチック類、金属くず 〕

〒183-0036　東京都府中市日新町５－３－３
☎ ０４２（３６２）６７００

nissa line（ニッサライン）㈱

代表取締役　**藤 木 博 文**

産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を除く）
〔 汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類　（石綿含有産業廃棄物を含む） 〕

〒810-0033　福岡県福岡市中央区小笹２－２－６３
☎ ０９２（４１３）３５５５

表紙の言葉

●**今月の写真**：パラ陸上競技
●**写 真 提 供**：一般社団法人 日本パラ陸上競技連盟　https://jaafd.org

「パラリンピック」とは、「もうひとつの（Parallel）オリンピック（Olympic）」を意味し、初めてその呼称が使用されたのは 1964 年東京大会でした。オリンピックと異なる大きな特徴は、障がいが競技に及ぼす影響をできるだけ小さくし、公平にレースを行うために、クラス分けと呼ばれる制度が設けられていることです。クラスは、競技の“種目”と“障がいの種類・状態”をアルファベットと数字で表します。

パラ陸上は、一般の陸上競技と同じく、短・中・長距離走やリレーなどのトラック種目、走り幅跳びや砲丸投げなどのフィールド種目、マラソンなどのロード種目で、記録を競い合います。ルールも基本的には変わりありませんが、障がいの内容や種目の特性に合わせて一部が変更されています。例えば、視覚障がいのフィールド種目では「コーラー」と呼ばれるサポーターが声や手拍子で方向を伝えます。選手とコーラーのコンビネーションも見どころのひとつです。

また、今回の写真にあるのは、軽量でスピードが出るように研究開発された競技専用車いすで「レーサー」と呼ばれています。こうした補助用具は、各選手がルールの範囲内で「自分仕様」にカスタマイズして、記録更新に挑戦します。

2020 年東京パラリンピック大会の陸上競技における選手たちの活躍に、大きな期待が寄せられています。

【参考】一般社団法人 日本パラ陸上競技連盟「パラ陸上競技 公式ガイド」
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会ウェブサイト

表紙掲載写真募集のお知らせ

『TOKYO2020』をテーマにした写真をお寄せください。内容は、オリパラに直接関係がなくても構いません。2020 年に向けて、会社や仲間での取組、最近変わった近隣の風景など、皆様それぞれの『TOKYO2020』をお送りください。

応募いただいた写真は、広報委員会において協議のうえ、本誌表紙に掲載させていただきます。また、当協会の事業において無償で使用させていただくことがあります。詳細については、下記へお問合せください。

【問合せ・送り先】一般社団法人東京都産業廃棄物協会　担当：中澤・塩沢
e-mail: info@tosankyo.or.jp　TEL：03 － 5283 － 5455

※応募方法はデジタルデータに限定します。（必ず写真の説明を添付してください。）
※下記の場合は応募できません。
応募者以外が所有する著作権・知的財産権その他一切の権利を侵害するもの及びその恐れのあるもの、合成処理したもの（トリミングおよび色調整は合成処理に含みません）、他のコンテストなどに応募中または応募予定の作品、または過去に入賞した作品

リサイクル情報

廃棄物を土に変える！

ALC の完全リサイクル 『人工軽量土壌』

比留間運送 株式会社

比留間運送㈱（比留間久仁男社長）は、多摩地域を中心に５つの拠点で中間処理施設、積替え保管施設などを運営し、産業廃棄物・一般廃棄物の収集運搬及び処分業を行っています。

弊社のリサイクルに対する取組は早く、すでに昭和 53 年には他社との共同出資により『武蔵資源リサイクルセンター』を設立しています。以来、あらゆるごみを素材や製品に生まれ変わらせてきました。

弊社が長年培ってきたノウハウの集大成ともいうべきリサイクル製品が、入間工場で生産している『人工軽量土壌』です。建築現場より排出される軽量気泡コンクリート（ALC＊）を破砕処理したものと、剪定枝等のチップ・食品系廃棄物（動植物性残さ及び生ごみ）を堆肥化したものを混合した、完全リサイクル土壌です。植栽に必要な栄養分を豊富に含み、自然土壌に比べ重量が約半分と非常に軽量なうえ、雑草が生えにくいという特徴があります。都市部のヒートアイランド対策として注目される「屋上緑化」に優れた性能を発揮しています。官公庁や大学をはじめ、東京駅・東京ドームシティの庭園、歌舞伎座の屋上緑化、大型ショッピングモールの庭園・屋上緑化など、幅広く利用されています。

＊ ALC とは、珪石・セメント・生石灰・発泡剤のアルミ粉末を主原料とする建材で、耐火性・強度などに優れ、外壁材や間仕切り壁など、様々な建築部位に使われています。

お問い合わせ 携帯PHS OK ごみ屋さんゴー ０１２０－５３８３－５０

会 社 概 要

❖**創　　業**　昭和 28 年　❖**代 表 者**　比留間 久仁男　❖**資 本 金**　1,180 万円

❖**本　社**　東京都武蔵村山市中央 2-133-1　TEL. 042-565-1336

❖**中間処理施設**

【伊 奈 平 工 場】東京都武蔵村山市伊奈平 3-25-5　TEL. 042-560-8806

【入 間 工 場】埼玉県入間市大字中神 764-16　TEL. 04-2934-7474

❖**積替保管施設**

【瑞穂積替保管施設】東京都西多摩郡瑞穂町富士山栗原新田 237-1　TEL. 042-557-8480

【あきる野積替保管施設】東京都あきる野市二宮 375-1　TEL. 042-518-7079

❖**事業内容**

一般貨物運送業　一般廃棄物 収集運搬業・処分業　産業廃棄物 収集運搬業・処分業

廃棄物再生事業　第一種フロン回収事業　解体工事事業

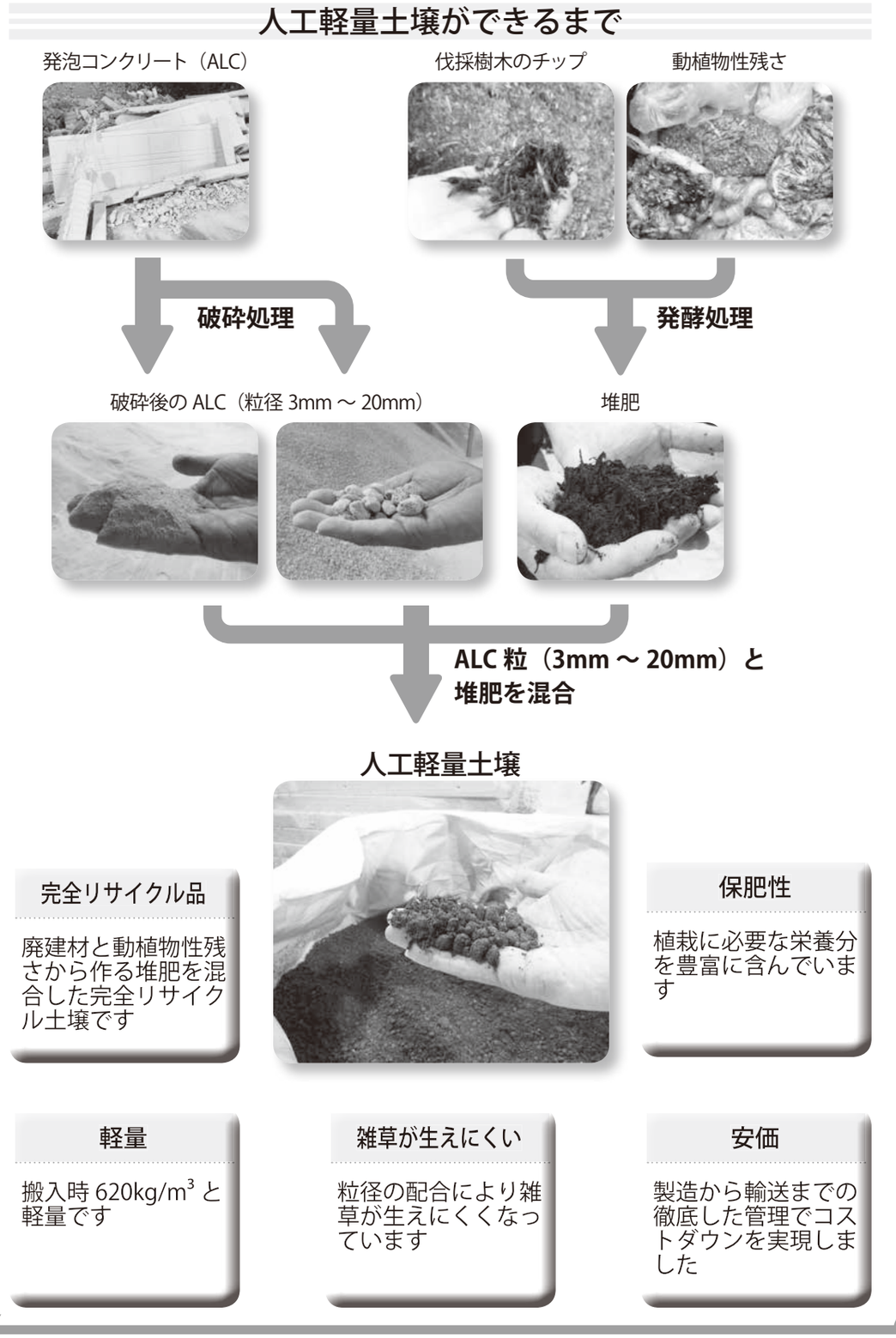

協会活動への支援

副 会 長

鈴 木 宏 和

2020 東京オリンピック・パラリンピック開催が非常に待ち遠しいものです。世界各国よりお越しいただいた皆様に、是非東京のすばらしさを実感できるよう協会として支援したい所存です。

歩行者の安全や防災、景観の観点から電線を地中に埋めて電柱を撤去する「無電柱化」を初め、東京８号線 (豊洲～住吉間) は、区内の南北交通の利便性が向上するだけでなく、東京区部東部や埼玉県南部、千葉県北西部から国際競争力強化の拠点に位置付けられている東京臨海部へのアクセス性向上、東京メトロ東西線などの混雑緩和など、大変高い整備効果が期待されております。また、首都圏直下型地震に備えた構造物対策、港湾部における高潮対策など、インフラ整備需要、特に建設需要が高まっております。

しかし一方では、建設作業員の不足や工期短縮による残業時間の増大が要因となる労災事故が多発するのではないかと心配しております。インフラ整備の背景がありながら、建設業界の昨年度の労災事故の度数率は、0.75 でありました。我々の廃棄物業界の度数率は 8.0 であり、10 倍以上であります。労働災害は、一朝一夕には減少できません。作業者一人ひとりの自覚・安全意識が大事でありますが、管理者は心構えや手順などの教育と作業環境を整備し作業者を支えること、計画的に組織で安全活動を継続することが大切だと思います。協会としても、安全推進活動をこれからも継続的に行なうことで、会員企業の労働災害の撲滅のため支援していく所存です。皆様の大切な従業員やそのご家族の未来を守るためにも、協会として努力をしていきたい所存です。

インフラ整備に伴う経済成長のため、我々の廃棄物協会は何をすべきか、静脈産業として何ができるか、「単なる廃棄物の受け手」から、「信頼のおける未来の地球環境を保全する企業」となり、その企業が社会と協働して地域へ貢献することが、ますます重要になってきます。

例えば、うまい魚を目利きする職人、料理する職人、そんな匠の技をもつ企業が築地市場を組織し、日本が誇る「築地ブランド」を高め、世界に発信しています。

我々の協会には、限りある資源を有効に活用するため、「廃棄物の目利き」をする職人、リサイクルの提供やエネルギーを供給する職人を有する会員企業がたくさんおります。次世代の職人を育て、次世代の人財をつくり、社会へ貢献できる会員企業を協会が支援する活動を継続することで、「東京都産業廃棄物協会」というブランドを作り上げていきたい、価値を高めていきたい所存です。

理 事

相 田 英 則

弊社は、昭和 52 年に現在の（一社）東京都産業廃棄物協会の前身にあたる東京産業廃棄物処理業協会の設立時に入会し、以来 40 年あまり、（一社）東京都産業廃棄物協会と共に産業廃棄物処理業を歩んでまいりました。

設立時から理事を拝命し、私は初代から数えて５代目の理事です。また、弊社社員に各委員会を委嘱して頂き、現在では収集運搬員会、医療廃棄物委員会、安全衛生委員会に参加しておりますが、以前は広報委員会や特別管理産業廃棄物委員会にも参加しておりました。

収集運搬委員会では、弊社の交通安全への取組としてドライブレコーダーの活用事例の紹介を行い、医療廃棄物委員会では少量小口排出の感染性産業廃棄物の収集運搬における問題点を提起し、安全衛生委員会においては収集運搬業・処分業の両面での安全対策などを提言してまいりました。

また、平成 14 年度からスタートした専任相談員を配置しての相談指導事業においては、相談員の派遣と相談指導事業の普及に努めてまいりました。協会事務局や各委員会より、様々なホットな情報を頂戴し、弊社からは産業廃棄物処理業者として現場で得た排出事業者等からの生の情報を協会へフィードバックすることで、お互いに情報を共有できたのではないかと感じております。

1998 年 12 月より施行されたマニフェスト制度においては、現場の声としてマニフェスト伝票の処理実務における問題点や改善点を協会へお伝えし、マニフェスト伝票運用の適正化にも協力してまいりました。

現在は、紙マニフェストから電子マニフェストへの変更も進んできておりますが、何れの産業廃棄物処理業者の方も紙から電子への対応には苦慮されているように、スムーズなシフトが今後も課題の一つであると考えております。

また、東京都産業廃棄物協会会員の多くは収集運搬業を営まれており、車輌の安全運転には特に気を配られている事と思います。弊社は保有している車輌約 200 台の管理実績を基に収集運搬車輌の安全運転に対する提案等を行う事や、引き続き排出事業者から得た情報や処理業者として現場の声を適宜フィードバックすることで、協会との連携を密にし、廃棄物の適正処理を推進していきたいと考えております。

今後とも宜しくお願い申し上げます。

身近なヒヤリ・ハット事例 Part112

	何処で	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	一般道路で	走行中	右折しようとした際、前車のタクシーもお客を乗せるために右折をして急ブレーキで止まった為、追突しそうになった。	タクシーが前を走っている場合、急に止まるかもしれないことを頭に入れ、車間距離をいつも以上にあけて走行し、自車もすぐに止まれるようにする。
2	一般道路で	走行中	雨の日に走行中、停止しようとした際、マンホールでタイヤが滑り、ABS が効いて停車距離が伸びた。	雨の日はスリップすることもあるので、普段以上に早めのブレーキを心掛け、車間距離を十分に取って走行する。
3	一般道路で	走行中	住宅街を走行中、細い路地から自転車が飛び出してきた為、接触しそうになった。	特に住宅街では徐行して、いつでも止まれる速度で走行する。
4	高速道路で	走行中	他県ナンバーの車が、首都高で、道が分からなかったようで分岐で止まっていたが、急に自車の車線に入ってきた為、接触しそうになった。	少しでも気になる車を見つけたら、あらかじめ隣の車線に移動しておくなど、先を見越した走行をして事故を避ける。
5	駐車場で	発進時	コンビニの駐車場で、バックして出ようとした際、入店してくる乗用車と接触しそうになった。	左右、後方の確認を何度も行ってから発進する。
6	現場で	作業中	フォークリフトでバックしている時、スクラップ入れの鉄箱に接触しそうになった。	狭い場所での運転は前後左右を確認し、一旦停止するなどして安全確認に配慮する。
7	現場で	搬入車両誘導時	車両を廃棄物堆積場所の奥まで入れ過ぎ、天井クレーンで荷捌きしていた荷が落下し、搬入車両に接触しそうになった。	天井クレーンの作業範囲を把握して、搬入車両誘導位置を確認する。車両進入合図を徹底する。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

協会の主な今後の日程

（平成 29 年 9 月 1 日現在）

月	日	曜日	行事予定	備考
9	5	火	建設廃棄物委員会　１０：００～	協会会議室
			政党要望ヒアリング	都議会議事堂
	7	木	女性部　関東地域・女性部会長会議　１０：００～	当協会会議室
	8	金	多摩支部　第１回「施設見学会」	スーパーエコタウン施設（大田区）
	13	水	広報委員会　１０：００～	協会会議室
			常任理事会　１３：３０～／　第３８回理事会　１４：３０～	協会会議室
	14	木	青年部　幹事会　　１５：００～	協会会議室
	15	金	医療廃棄物委員会　１１：００～	協会会議室
			政党要望ヒアリング	都議会議事堂
			医療廃棄物合同懇談会　１３：３０～	鉄鋼ビルディング会議室（千代田区）
	21	木	女性部「関東地域協議会女性部会」設立総会　１４：００～／研修会　１５：１５～	外部会議室
	25	月	中間処理委員会　１３：００～（合同勉強会前）	エッサム本社ビル３階（神田須田町）
			中間処理・収集運搬委員会 合同勉強会　「温暖化防止勉強会」　１４：００～	
	28	木	安全衛生推進委員会　１５：００～	協会会議室
	29	金	<協会実施> 「電子マニフェスト操作体験セミナー」１０：００～１２：００／１４：００～１６：００	ラーニングスクエア新橋（港区）
10	4	水	法制度検討委員会　　１５：００～	協会会議室
	5	木	事業系廃棄物３Ｒの意見交換会　１４：００～	都庁第二本庁舎 22 階
	10	火	青年部　　幹事会　１４：００～	
	11	水	広報委員会　１０：００～	協会会議室
			全産廃連；　理事会　１３：３０～	全産廃連会議室
	12	木	中間処理委員会　「施設見学会」	熊本県
	13	金	↓	
	16	月	一都三県建設混合廃棄物意見交換会　「拡大講習会」　１５：００～	エッサム神田ホール２号館３階（内神田）
	17	火	建設廃棄物委員会　「施設見学会・勉強会」	千葉県・都内城南島
	18	水	平成２９年度 第二回「安全衛生研修会」　１４：００～	エッサム本社ビル3階（神田須田町）
	19	木	女性部　　幹事会　／　全体会	協会会議室
	20	金	関東地域協議会；平成２９年度第１回事務責任者会議　１５：３０～	当協会会議室
	23	月	<協会実施> 「電子マニフェスト操作体験セミナー」１０：００～１２：００／１４：００～１６：００	ラーニングスクエア新橋（港区）
			団体課題別人材力支援事業「中間報告会」（仮称）　１４：００～	外部会議室（新宿区）
	24	火	総務委員会　１４：００～　／　常任理事会　１５：００～	協会会議室
	25	水	収集運搬委員会　１４：００～	協会会議室

法律相談

弁　護　士
芝 田 麻 里

成年後見制度と廃掃法

Q　私（A）は産廃の収集運搬と中間処理の会社を２社経営しておりますが、当社（X社）の創業者であり、私の父である当社の会長（B）が87歳と高齢で、最近少し物忘れがひどくなりました。先日は、友人に勧められたとかで、別荘を購入するために父が保有している当社の株を売却するなどと言い出しました。なんでも現金で購入すれば市価の半額で購入できるというのです。当社は業績もよく株はけっこういい値が付くと思うのです。ちょっといろいろと心配ですので、成年後見の申立てを行うことを検討しています。

父は当社（X社）の会長として当社の役員となっている他、当社（X社）の株を70%保有しており、私が経営するもう一社（Y社）については役員とはなっておりませんが、株式を30%保有しております。また、当社（X社）の処理施設、社屋の敷地の所有権も父名義となっております。父について成年後見の申立てをするにあたり、何か気を付けることはありますか？

1　成年後見制度とは？

成年後見制度とは、裁判所より「成年被後見人」であることの審判を受けた者を成年被後見人として、不動産の購入・売却、株式の売却等の法律行為（取引行為）については「成年後見人」が代理して行わなければならず、成年被後見人が単独で行った行為については取り消すことができるとする制度です（民法9条、859条）。

近時、高齢者が悪徳業者等に騙されて財産を失う例が後を絶ちません。

未成年者の法律行為については法定代理人（通常は未成年者の「親」）が未成年者に代わって未成年者の代理人として行わなければならず、未成年者が単独で行った行為については後にこれを取り消すことができるとされております。これに対して成年後見制度とは、高齢者等、成年であっても判断能力が不十分となった者について、その財産を保護するために後見人を付与し、後見人が代理しなければ高齢者等が自身で行った行為を取り消すことができる、とすることによって高齢者等の財産を保護しようとする制度です。

設例の事例でいえば、Bが自社株を売却してしまった場合、あるいは、別荘を購入してしまった場合でも、Bが成年被後見人となっていれば（成年後見開始の審判を受けていれば）、Bはこれらの行為を取り消すことができます（成年被後見人となっていなければ、Bが行ったこれらの行為は取り消すことはできません）。

2　成年後見制度と廃掃法

では、成年後見制度と廃掃法とはどのような関係にあるのでしょうか。

役員が刑事事件で有罪判決を受けると欠格要件に該当することがあることは良く知られていますが、実は、役員が成年被後見人となった場合も当該役員は欠格要件に該当することになります（法第7条第5項第4号イ、第14条第5項第2号イ）。昨年（平成28年）にも、ある会社の役員が成年被後見人となっていたことが当該会社の変更許可申請の際に発覚し、会社の許可が取り消された事例がありました。

当該許可取消処分を受けた会社では代表取締役は他に存在しており、成年被後見人となったのは創業者であった役員でした。いわば名誉職として役員に名前を残していたものですが、成年後見開始の審判を受けた後も役員となっていたため、欠格要件に該当するとして許可が取り消されたものです。

役員が成年後見開始の審判を受けるということは、当該役員に非があったわけではなく、違法行為があったわけでもありません。むしろ、成年後見制度は前述のように成年被後見人の保護のために認められている制度です。役員がその成年被後見人となったからといって、当該役員を欠格要件に該当するとするのみならず、会社の許可も失わせる理由はない、と思うのですが、法律上、「役員が成年被後見人となった場合には会社の許可を取り消さなければならない」（義務的取消）と規定されているためどうしようもありません（法第9条の2の2第1項1号、法第14条の3の2第1項1号）。現在、欠格要件制度については見直しの議論が行われているようですが、法律が改正されるまでは、役員が成年被後見人になった際には欠格要件に該当することを念頭にいれ、役員について成年後見の申立てを行おうとする場合には、事前に対策を行う必要があります。

3　設例の検討

設例の事案を検討してみましょう。

（1）X社における手続

ア　役員解任手続

まず、X社の役員であるBについて成年後見の申立てを行おうとしているとのことですから、BについてX社の役員から解任する手続（株主総会決議）を行う必要があります。

イ　株式譲渡手続

（ア）5%以上保有株主も「みなし役員」→欠格要件

次に、BはX社の70%の株式を保有しているとのことです。実は、会社の発行済株式総数の5%以上の株式を保有する者は「みなし役員」とされ（規則第3条第4項第8号、法第7条第5項第4号ニ、規則9条の2第2項第13号、法第14条第5項第2号イ）、5%以上保有株主が欠格要件に該当した場合にも会社の許可が取り消される可能性があります。

そこで、BがX社の株式70%を保有したまま成年後見開始の審判を受けると、「役員」であるBが成年被後見人となったことになり、やはり会社の許可が取り消されてしまう可能性が極めて高いです。

したがって、X社はBについて成年後見の申立てを行う前に、Bの株式について処分を検討しなければなりません。

（イ）株式の譲渡先は？

①　現経営者

Bが株式を譲渡する先としては、まず、現経営者に売却することが検討できます。当然のことですが、現経営者と会社経営において対立する可能性がある者に譲渡することを検討すべきではありません。会社の安定的経営のためには会社の発行済株式総数の3分の2以上を経営者が掌握していることが理想であり、少なくとも過半数を掌握していることが望ましいところです。

そこで、できれば現経営者であるAがBの有するX社の株式70%のうち65%を買い取りたいところです。しかしながら、X社の業績は良いとのことですので、株価が高くなる可能性があり、株価を安易に算定して買取可能な価格に設定してしまうと、後に「贈与」とみなされて贈与税を徴収される可能性があります。適正な株価を算定したうえで、買取を検討するべきです。一度で買い取ることは困難であり、徐々に買取を行うことも検討されるべきです。

②　X社（自己株式の取得）

また、65%の株式というとかなり高額になる可能性があり、代表取締役個人では直ちに購入できない可能性があります。その場合には、X社による自社株の買取を検討します。ただし、会社が自社株式（自己株式）の買取を行うにあたっては、剰余金配当可能額の範囲内で行わなければならないなど、会社法上の細かな規制がありますので注意が必要です。

③　Y社による買取

さらに、兄弟会社であるY社による買取も検討できます。

ウ　X社の処理施設、社屋の敷地の所有権について

「みなし役員」とされるのは、5%以上保有株主だけに限られません。5%以上保有株主は「みなし役員」のひとつの目安であり、正確には「法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」をいうとされています（法第7条第5項第4号ニ括弧内）。この規定はいわゆる黒幕規定といわれ、たとえば、5%以上保有株主のほかに、会社に対して出資額の5%以上を出資している者、あるいは、株式5%以上に匹敵する債権を有している者等が考えられます。この黒幕規定に該当するかどうかは、判断基準があいまいであるなど批判がある規定ですが、この規定が存在する以上は、会社を守るためにはこの規定に抵触しないよう自衛策を講ずる必要があります。

本事例をみると、BはX社の処理施設、社屋の敷地の所有権を有しているとのことです。BがX社の処理施設、社屋の敷地の所有権を有しているということは、BからX社は敷地を賃借していると思われますが、処理施設、社屋の敷地を失えば会社の存続は困難ですから、BはX社に対して相当な支配権を有していると解され、この点でも「みなし役員」とされる可能性があります。

AまたはX社がBから処理施設の敷地、社屋の敷地を買い取ることが安全だと思われます。

（2）Y社における手続

BはY社の株式も30%保有しているとのことですので、AまたはY社、X社による買取によりBの保有株式数を5%未満にする必要があります。

事務局だより

本誌第３２０号（４月号）表紙より、『ＴＯＫＹＯ２０２０』をテーマに、２０２０年東京オリンピック・パラリンピック大会にちなんだ場所等に焦点を当て、本誌編集員撮影による写真を掲載してまいりました。今月号は、各種関係団体のご理解とご協力により、パラ陸上競技の躍動感あふれる迫力満点の写真をご提供いただき皆様にご紹介しております。今後ともご期待ください。

１９６４年の東京五輪、父と母と母のお腹の中にいた妹と、静かに消えゆく聖火を国立競技場の外で見送ったようなのですが、当然ながら全く覚えておりません。残念です。

私の心象風景にあるオリンピックは、カラーテレビなのにセピア色がかった画面に映っている陸上競技場と外国選手です。日差し？夕日？競技場のトラックの色？のイメージなのか、何故か鮮明なカラー画面ではないのです。心象風景ですから現実的に考える必要はありませんが、私の子供時分のカラーテレビの画質はどうだったのでしょうか。

心象風景ということではなく、今でも何かのきっかけで思い出す遠い昔の記憶があります。恐らくそれは、１９６８年メキシコオリンピック開催中の出来事、我家の白黒テレビが故障してしまい、町の電気屋さんを呼んだところ、ご親切にも「修理が終わるまで、最新型のカラーテレビをお貸しするので視聴してください。」（多分こんな主旨のセリフだったと想像します。）とサービス提供された父は、そのご好意を受け、家族４人は大画面のカラーテレビで連日の熱戦を楽しんだのです。

「皆様のご想像通り」なのかどうかわかりませんが、私の予想どおり、修理された白黒テレビが戻ってくることはなく、電気屋さんにお借りした最新型カラーテレビは我家のものになりました。

父には、そろそろカラーテレビに買い替えようと考えていたので想定内の結果だったのか、それとも素直にご好意を受けただけで、当初購入するつもりは全くなかったのに、返すに返せなくなったのか、今となっては確かめようもないのですが、いずれにしても電気屋さんの勝利だと思っていた私は、ほくそ笑んでいたに違いありません。思いがけずカラーテレビをゲットできたわけですから「電気屋さん、ありがとう。」です。まだ世間の荒波に揉まれる前の子供が、電気屋さんの「あわよくば！」という目論みを想像し、密かに画策していたなんて・・・。電気屋さんのおじさんは、いい人だったと思います。（中澤）

編集後記

はやくも協会の事業年度は折り返し点が目前となってきました。

今はまさに食欲の秋、やはり人間は食べることに一番の喜びを感じるのではないでしょうか。もっとも天候の変化で農水産物の収穫が一昔前とは大きく変わってきてしまってもいるようです。しかし、状況に順応して、色彩豊かな食材をおいしく味わって頂けたらと願うところです。

協会の行事の多くがこの時期に開催されます。数年前と比較して、催しの内容も大きく変化してきています。何より皆様へお願いしたいのは、行事へ積極的に参加して頂きたいということです。参加頂ければ、種々のご意見も頂戴することが出来ると想っています。そうしたことにより、協会活動が更に活発化し、皆様の業務も充実したものになってくるのではないでしょうか。

先月号に 2020 オリパラ時の酷暑への準備について記載しました。最近、気付いたのですが、小生の住まいの近隣の方で毎年、ニガウリを窓際にプランターで育てているお宅があります。栽培について、パソコンで調べてみると、さほど難しくないようでした。更に、苗はともかく、プランター、土、肥料、茎を支える竿とネット等は協会の会員の皆様が扱われているものの素材でまかなえる可能性もありそうです。先のお宅の脇を通ると、ニガウリのグリーンカーテンが涼しさをもたらしてくれていました。何かこうした発想で酷暑を凌ぐことへの一助が、我が業界によって提供出来れば、ひとつの貢献になるかもしれません。

水俣条約が発効しました。それに伴う廃掃法の改正も施行されます。改正点の理解を誤ると法違反となってしまいますので、法改正については、本誌も含めて多くの情報が発信されていますので速やかな理解と実践をお願いします。

台風シーズンの到来です。近年の台風は従来より多くの被害をもたらしています。風水害に備えた物資の準備と、出来れば、訓練を行って頂ければ幸いです。まあ大丈夫だろうという想いが重大な被害をもたらした例が多い今日です。対処できるようにしていきましょう。（乙顔）

とうきょうさんぱい

第 34 巻　第 6 号　通 巻 第 325 号

平成 29 年 9 月 10 日発行

発 行 人　高　橋　俊　美

企画・編集　広　報　委　員　会

発　　行　一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

〒 101 － 0047
東京都千代田区内神田 1 － 9 － 13
柿沼ビル 7F
TEL　03（5283）5455（代表）
FAX　03（5283）5592
http://www.tosankyo.or.jp
E-mail;info@tosankyo.or.jp

都市更新を下支えする企業を目指して。

地球を守る
確かな技術

城南島第二工場
■ 産業廃棄物処理施設
破砕処理施設・脱水処理施設・造粒固化処理施設
■ 汚染土壌処理施設

e Synergy System

SEIYU
成友興業株式会社

城南島第二工場

城南島第二事業所　東京都大田区城南島 3-2-11　TEL：03-3799-8111　FAX：03-3799-7788